

笠岡市地域農業再生協議会所管の農機具等の管理・利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、耕作放棄地の再生や放置竹林の解消、農地とその維持に必要な地域資源等の保全管理を図るため、笠岡市地域農業再生協議会(以下「協議会」という。)が所管する農業用機械器具(以下「農機具」という。)の管理・利用に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(農機具の種類と貸付料等)

第2条 この規程における「農機具」と、貸付料及び貸付日数、貸付対象については次のとおりとする。

名 称	貸付料金	貸付日数の上限	貸付対象
自走式草刈機	2,000 円/日	7 日	個人又は団体
竹破碎機	3,000 円/日	7 日	放置竹林の伐採を目的とした個人又は団体
ラジコン式草刈機 (クボタ)	2,000 円/日	4 日	1. 日本型直接支払制度の実施組織や地域資源の保全管理、有害鳥獣対策を行う住民組織等。 2. 道路や河川、地域の保全等を目的として活動する組織等。 ※協議会が実施する講習会の受講を修了した者が所属する住民組織等に限る。
ラジコン式草刈機 (神刈)	3,000 円/日		

- 貸付及び返却可能時間は、9時から17時までの間とする。
- 貸付料は、貸付単価に貸付日数を乗じたものとする。
- 農機具の予約については、原則貸付希望日の2カ月前から可能とする。ただし、第1項に掲げる表中2の団体については、貸付希望日の1ヶ月前から可能とする。

(農機具の貸付許可)

第3条 農機具を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、貸付開始日の7日前までに、農機具貸付申込書(第1号様式)を笠岡市地域農業再生協議会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

- 会長は、貸付申込書を受け、貸付を適当と認めたときは、貸付を許可する。
- 貸付許可中の維持管理に要する経費、その他の経費の一切は、利用者において負担するものとする。

(農機具の管理)

第4条 農機具の管理責任者は会長とし、農機具の保管方法は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 笠岡市カブト西町91番地
 - (2) 保管場所 倉庫
- 農機具等の貸付をした場合は、貸付管理簿を作成する。
 - 管理の全部又は一部を委託することができる。

(貸付料の支払い)

第5条 貸付料については、第2条第2項に基づき算出した額を、申請時に窓口において支払うものとする。

(貸付料の免除)

第6条 貸付料の免除については、次に掲げるいずれかに該当する場合において適用するものとする。

- (1) 笠岡市内における農地の保全管理または耕作放棄地再生等を目的とする活動
- (2) 官有地の維持保全を目的とした活動
- (3) その他会長が適当と認めた場合

2 利用者（団体においては組織等の構成員）による耕作等の管理が行われている土地や、補助事業の対象となる土地を含む活動については、前項の対象としない。

(農機具等の損傷等)

第7条 利用者は、故意又は過失によって農機具等の全部又は一部を損傷若しくは亡失したときは、直ちに文書をもって会長に報告し、賠償について会長及び利用者で協議するものとする。

(利用状況の報告)

第8条 利用者は、農機具の返却後1週間以内に、作業日報を会長に報告するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年12月22日から適用する。

笠岡市担い手育成総合支援協議会解散に伴い一部改正

(平成24年4月2日)

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月30日から施行する。